



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年11月

No.42

特集

【特集】養育費・婚姻費用の算定表

養育費を取り決めるにあたって沢山のご相談あります。「金額をいくらに設定すればいいかわからない」「具体的な目安や相場を知りたい」といった声は少なくありません。

また、離婚前のご相談では、「生活費をもらえない」「離婚に向けて別居中でも生活費は請求できるか」「どのくらい請求できるか」等、婚姻中の生活費（婚姻費用）についてのご相談も増えています。

そこで今回は、養育費・婚姻費用を取り決めるにあたり、目安となる「養育費・婚姻費用算定表」についてご紹介します。

■養育費・婚姻費用とは

養育費・婚姻費用とは、そもそもどういったものなのでしょうか。

特に婚姻費用は、聞きなれない方も多いかと思います。正しく理解しておくためにもおさえておきましょう。



●養育費とは

父母は、こどもが経済的・社会的に自立するまでに必要な衣食住や教育、医療などの費用について、自分自身の生活と同じ水準を保障する強い義務（生活保持義務）があります。このように養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、離婚の理由や親の事情に関わることのない、「子どもの権利」です。

●婚姻費用とは

結婚した夫婦にはお互いの生活を支え合う義務があります。正式に離婚をしていない状態であれば、別居中でも原則としてその義務は発生します。収入の多い方が少ない方に毎月一定額の生活費を支払い、子供がいる場合にはその養育費もこの中に含まれます。

つまり、婚姻費用とは、配偶者への生活費と養育費を合わせたものということになります。これは婚姻している間だけに該当することなので、離婚後は配偶者の生活費の支払いはなくなり、こどもがいる場合には養育費の支払いが必要になります。

■養育費・婚姻費用算定表

養育費・婚姻費用算定表は、平成15年に東京・大阪の裁判官の共同研究で作成されたもので、家庭裁判所において参考資料として広く活用されています。

○裁判所ホームページ「養育費・婚姻費用算定表」http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/santeihyo.pdf

※平成30年11月、最高裁判所の司法研修所が、社会情勢の変化を反映する必要があるとして、来年5月頃に報告書をまとめる方向で養育費算定表の見直しを進めていることが発表されています。

※その他、平成28年11月に日弁連が、算定表の月額を1.5倍程度とした「新算定表」を独自に策定しています。

●養育費・婚姻費用の算定の基準

① こどもの人数

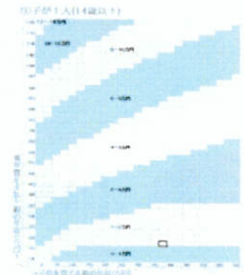
② こどもの年齢

③ 支払う側（義務者）の年収

- ・支払う側の年収が多ければ多いほど、金額も大きくなります。
- ・支払う側が、給与取得者か自営業かで異なります。

④ 受け取る側（権利者）の年収

- ・受け取る側の年収が少なければ少ないほど、金額も大きくなります。
- ・支払う側と同様に、受け取る側が、給与取得者か自営業かで異なります。
- ・児童扶養手当や児童手当は、こどものための社会保障給付ですので、権利者の年収に含める必要はありません



《年収の確認方法》

○給与所得者・・・例えば、源泉徴収票の「支払い金額（控除されていない金額）」で確認。

○自営業者・・・例えば、確定申告書の「課税される所得金額」が該当。

●養育費・婚姻費用算定表の利用手順

① 算定表の種類（養育費算定表・婚姻費用算定表）を選ぶ。

② こどもの人数・年齢に該当する算定表を選ぶ。

（婚姻費用算定表は、夫婦のみの表あり）

③ 支払う側（義務者）の年収を確認。縦軸で該当する金額を確認。

④ 受け取る側（権利者）の年収を確認。横軸で該当する金額を確認。

⑤ 両者の年収の交差するポイントが該当金額。



※詳細は、裁判所ホームページ「養育費・婚姻費用算定表」(前ページ記載)を確認の上、ご利用下さい。

■まとめ

養育費婚姻費用算定表は、ひとつの目安です。養育費・婚姻費用の金額に決まりはありません。最終的な金額については、様々な事情を考慮し、当事者間が協議して決めていくことが大切です。養育費や婚姻費用を請求するにあたり、さまざまな要素が絡まり複雑なケースもあるかと思います。そのような時は、ひとりで抱えず、諦めず、相談機関や専門家に相談してみましょう。

◆「エールながさき」弁護士による無料法律相談（おひとり30分・父子家庭も対象）

エールながさきでは、養育費等に関しても無料相談を行っています。

○毎月第3水曜日：午後1～4時（要事前予約。日程が合わない時はお相談ください。） まずはお電話いただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。また、お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っています。

【予約申込】電話：095-813-0800 月曜日～金曜日（祝日除く）：午前10時～午後6時

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>
運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき